

証券コード 2385
2019年9月11日

株 主 各 位

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
株式会社総医研ホールディングス
取締役社長 石 神 賢 太 郎

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年9月25日（水曜日）午後6時（当社営業時間終了の時）までに折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年9月26日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区大淀中1丁目1番20号
ウェスティンホテル大阪 2階オリアーナ
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第25期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.soiken.com/ir/index.html>）において周知させていただきます。

「第25期定時株主総会招集ご通知」より日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年7月1日から  
2019年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国の経済は、中国をはじめとする海外景気の減速等から輸出が低調であったものの、雇用・所得環境の改善を背景として個人消費が堅調に推移したことや、設備の更新需要や省力化ニーズ等により設備投資が持ち直したこと等から、総じて緩やかな景気の回復基調が続きました。

我が国では、社会の高齢化を背景として医療費の増加が続く中、医療の効率的運営や予防医療の推進が必須の課題となっています。このような状況下、医療の適正かつ効率的な運用を目指す「EBM」(Evidence Based Medicine＝科学的根拠に基づく医療)の気運が高まっているほか、国策としても、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の導入、全ての健康保険組合等における「データヘルス計画」(レセプト等のデータ分析に基づいた保健事業)の策定及び実施の義務付け等が行われています。また、アベノミクスの第三の矢である成長戦略における規制改革の一環として、食品等の機能性表示の規制が緩和され、企業責任によりエビデンス(科学的根拠)をもとに食品等に機能性を表示できる機能性表示食品制度が施行される等、当社グループの事業への追い風となり得る環境の変化が生じています。

このような状況下、当社グループでは、大学発のバイオマーカー技術に基づくエビデンスの構築と活用に関する実績やノウハウ、医学界や医療界における幅広いネットワーク等を活かし、医薬、食品、化粧品、ヘルスケア関連サービス等の様々な領域において、社会のニーズに対応した商品やサービスを開発して提供することにより、事業の拡大を図ってまいりたい方針であります。

また、当社は、2017年6月、ラクトフェリンを中心とする機能性素材の開発及び販売等を事業とする(株)NRLファーマを連結子会社化いたしました。当

社グループでは、今後、化粧品事業及び健康補助食品事業においてラクトフェリンを使用した新商品開発を行う方針であるほか、同社とのシナジーを活かして、新規素材の開発にも積極的に取り組んでまいります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### （生体評価システム事業）

生体評価システム事業のうち評価試験事業におきましては、主に食品の有効性に関する臨床評価試験の受託手数料等406百万円（前期比167.2%増）の売上計上を行いました。また、受注状況につきましては、受注高239百万円（前期比40.6%減）、当連結会計年度末の受注残高は167百万円（前期末比49.9%減）となりました。

生体評価システム事業のうちバイオマーカー開発事業におきましては、売上（前期はなし）、受注高（前期はなし）及び当連結会計年度末の受注残高（前期末はなし）は何れもありませんでした。

生体評価システム事業のうち医薬臨床研究支援事業におきましては、主に糖尿病領域の医師主導型臨床研究の支援業務の受託手数料等324百万円（前期比9.4%増）の売上計上を行いました。また、受注状況につきましては、受注高198百万円（前期比24.4%減）、当連結会計年度末の受注残高は598百万円（前期末比17.4%減）となりました。

これらの結果、生体評価システム事業の業績は、売上高730百万円（前期比62.9%増）、営業利益137百万円（前期は13百万円の営業損失）となりました。

#### （ヘルスケアサポート事業）

ヘルスケアサポート事業は、特定保健指導の受託を中心として、企業における社員の健康管理・増進のニーズや個人の健康意識の高まり等に関連した様々なサービスを健康保険組合等に提供する事業であり、生活習慣病の専門医から成る組織である一般社団法人専門医ヘルスケアネットワークと共同で事業展開しております。当連結会計年度末におきましては、特定保健指導、被扶養者を対象とした特定健康診査のサポート、糖尿病の重症化予防サービス、レセプト解析の受託手数料等361百万円（前期比26.7%増）の売上計上を行いました。

また、受注状況につきましては、受注高361百万円（前期比26.7%増）、当連結会計年度末の受注残高はありませんでした（前期末はなし）。なお、この事業の受注高は、主に特定保健指導の実績等に応じて事後的に決まるも

のでありますので、契約締結時点ではなく、当該実績等が確定した時点で計上しております。

この結果、ヘルスケアサポート事業の業績は、売上高361百万円（前期比26.7%増）、営業利益38百万円（前期比209.2%増）となりました。

#### （化粧品事業）

化粧品事業におきましては、通信販売部門の売上高は、販売の減少は鈍化したものの伸び悩み、202百万円（前期比1.4%減）となりました。一方、卸売部門の売上高は、「PHマッサージジェルPro.」及び「モイストクリームマスクPro.」を中心とする中国の越境EC向け商品の販売が、大型受注もあり大幅に伸びたことを主因として、2,619百万円（前期比79.0%増）となりました。

この結果、化粧品事業の業績は、売上高2,821百万円（前期比69.1%増）、営業利益494百万円（前期比58.3%増）となりました。

#### （健康補助食品事業）

健康補助食品事業におきましては、2009年3月より、「疲労定量化及び抗疲労食薬開発プロジェクト」から生まれた製品である飲料「イミダペプチド」の販売を開始し、現在では、主力の飲料のほか、ソフトカプセル、錠剤、スポーツドリンク等の多種多様な商品ラインナップを有しております。

同事業におきましては、例年、疲労回復のニーズが高く、広告出稿に対する反応が良好である夏場に合わせて広告宣伝活動を積極的に展開しております。当連結会計年度においても、夏場を中心として広告宣伝費を前期よりも大幅に増額して投下し、テレビCMの出稿やタレントの起用等も含めて広告宣伝活動を積極的に実施して、販売の一層の拡大を図りました。このような事業運営により、同事業の販売は、定期購入顧客の増加や広告宣伝活動の効果を主因として拡大傾向で推移しました。

この結果、健康補助食品事業の業績は、売上高2,802百万円（前期比17.0%増）、営業利益261百万円（前期比26.5%増）となりました。

#### （機能性素材開発事業）

機能性素材開発事業におきましては、ラクトフェリンをはじめとする機能性素材の開発、販売及び技術供与並びにアスコロリン誘導体等の化合物をシーズとする医薬品開発等を行っております。

当連結会計年度におきましては、ラクトフェリン原料の販売並びにラクトフェリンの腸溶加工技術及び脂質代謝改善用途に関する特許提供によるライセンス収入等の売上計上を行いました。

この結果、連結子会社の決算期変更の影響もあり、機能性素材開発事業の業績は、売上高850百万円（前期比29.9%増）、営業利益159百万円（前期比150.4%増）となりました。

これらに加えて、セグメント間取引の消去や全社費用による営業損失は225百万円（前期は256百万円の営業損失）となりましたので、当連結会計年度の連結売上高は7,568百万円（前期比38.7%増）、連結営業利益は866百万円（前期比166.3%増）、連結経常利益は877百万円（前期比157.6%増）となりました。

また、特別損失として、固定資産除却損2百万円を計上したことにより、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は874百万円（前期比163.2%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は553百万円（前期比179.6%増）となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は42百万円であり、その主なものは以下のとおりであります。

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 生体評価システム事業 | : 臨床評価試験用機器            |
| 化粧品事業      | : 事務所移転に伴う内部造作工事及び事務機器 |
| 健康補助食品事業   | : 事務所移転に伴う内部造作工事及び事務機器 |
|            | 基幹システム用プログラム構築         |
| 機能性素材開発事業  | : 商品開発用分析機器            |

## ③資金調達の状況

該当事項はありません。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第22期<br>2016年6月期 | 第23期<br>2017年6月期 | 第24期<br>2018年6月期 | 第25期<br>(当連結会計年度)<br>2019年6月期 |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)             | 3,213            | 4,147            | 5,455            | 7,568                         |
| 経常利益(百万円)            | 191              | 271              | 340              | 877                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 46               | 186              | 197              | 553                           |
| 1株当たり当期純利益(円)        | 1.79             | 7.13             | 7.57             | 21.16                         |
| 総資産(百万円)             | 4,938            | 5,541            | 5,647            | 6,282                         |
| 純資産(百万円)             | 4,314            | 4,654            | 4,634            | 5,151                         |
| 1株当たり純資産額(円)         | 161.76           | 166.98           | 171.84           | 190.87                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき、算定しております。1株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 第23期の財産及び損益の状況には、第23期より連結子会社となった(株)NRLファーマの財産のみが含まれております。
3. 第24期以降の財産及び損益の状況には、第23期より連結子会社となった(株)NRLファーマの財産及び損益が含まれております。
4. 第25期において、(株)NRLファーマは決算日を3月31日から6月30日に変更したため、2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月の決算となっております。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分                              | 第22期<br>2016年6月期 | 第23期<br>2017年6月期 | 第24期<br>2018年6月期 | 第25期<br>(当事業年度)<br>2019年6月期 |
|----------------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高(百万円)                         | 39               | 239              | 289              | 302                         |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(百万円)           | △137             | 110              | 11               | 73                          |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)         | △69              | 144              | 59               | 111                         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円) | △2.67            | 5.52             | 2.29             | 4.26                        |
| 総資産(百万円)                         | 3,834            | 4,006            | 3,999            | 4,044                       |
| 純資産(百万円)                         | 3,802            | 3,933            | 3,961            | 4,016                       |
| 1株当たり純資産額(円)                     | 145.37           | 150.37           | 151.43           | 153.56                      |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき、算定しております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社

| 会 社 名        | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容             |
|--------------|--------|----------|---------------------------|
| 株総合医科学研究所    | 100百万円 | 100%     | 生体評価システム事業<br>ヘルスケアサポート事業 |
| 株ビービーラボラトリーズ | 53百万円  | 100%     | 化粧品事業                     |
| 株エビデンスラボ     | 300百万円 | 98.2%    | 健康補助食品事業                  |
| 日本予防医薬株      | 155百万円 | 100%     | 健康補助食品事業                  |
| 株NRLファーマ     | 64百万円  | 84.6%    | 機能性素材開発事業                 |

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。



#### (4) 対処すべき課題

今後当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであると考えております。

##### ①疲労プロジェクトの推進

疲労プロジェクトは、疲労を客観的に定量化・定量化するための評価システムを確立し、これまで適正な評価方法が無かったために有効性を評価することが不可能であった抗疲労候補成分等について、その効果を検証することによって抗疲労トクホ及び抗疲労医薬品を世に送り出すことを目的とする産官学連携プロジェクトであります。疲労プロジェクトは、主として文部科学省科学技術振興調整費研究「疲労および疲労感の分子・神経メカニズムとその防御に関する研究」にて得られた研究成果を、当該研究を行った大学研究者の参加を得てヒトを対象として実用化するものであり、既に複数の抗疲労トクホの申請が行われました。なお、「疲労および疲労感の分子・神経メカニズムとその防御に関する研究」にて得られた研究成果の多くは、当社及び研究者が共同で特許出願を行っております。

疲労プロジェクトで開発された製品である「イミダペプチド」は、長年にわたる販売活動やマスコミ掲載等により既に抗疲労トクホの表示許可取得に先立つ形で社会的な認知を受けつつあるほか、2015年4月に施行された機能性表示食品の届出が受理され、現状においても「日常の生活で生じる身体的な疲労感を軽減する」という機能性を表示することができますが、抗疲労トクホは依然として当社グループの大きな目標の一つであり、また、トクホ市場の活性化にもつながるものでありますので、引き続き最善の対応を行ってまいります。

##### ②大学との関係

当社グループは大学との関係を重要な事業背景としており、今後、大学との関係を一層強化するとともに、権利関係の明確化にも配慮した運営を行っていく方針であります。特に国公立大学の独立行政法人化により、大学自らが積極的に民間への技術移転に取り組むことが期待されますが、当社グループでは、これまで大学及び大学研究者と良好な関係を築き、大学の研究成果を導入して事業展開を行ってきたという実績をアピールし、今後につきましても精力的に大学への働きかけを行います。

### ③知的財産権への対応

当社グループでは、研究開発の成果として生ずる成分や製品等について、大学研究者等との共同又は当社グループ単独にて特許権その他の知的財産権を取得することにより、その権利の確保を図っております。また、当社グループの事業に必要な大学研究成果が当社グループ以外で利用されることを防ぐため、当該研究成果について、一定の対価を支払う代わりにその特許を受ける権利の一部を譲り受け、発明者と当社の共同で特許を出願することも行っております。また、国内外ともに、当社グループが有する独自性の高い製品の模倣品による被害を防ぐため、商標登録、意匠登録等を適切に行い、権利保全を図る必要があります。以上のようなことから、当社グループは、引き続き知的財産権を戦略的に取得又は活用してまいります。

### ④人材の確保及び組織的対応の強化

当社グループの事業におきましては、医学、薬学等の分野での専門性の高い人材の確保が不可欠であり、また、事業の多様化や拡大に対応してマーケティング、国内外営業、国際業務、内部管理等の幅広い人材を充実させる必要があります。当社グループでは、今後とも積極的に優秀な人材の採用等を進め、かつ適切なインセンティブの付与等により、社員の意識向上と組織の活性化を図るとともに、優秀な人材の定着を図る方針であります。

### ⑤医療機関ネットワークの拡充及び整備

当社グループでは、医薬臨床研究支援事業、特定保健指導の受託等におきまして、医療機関とのネットワークを重要な事業基盤としております。

当社グループでは、医療機関ネットワークのさらなる拡充に加え、構築した医療機関ネットワークを効率的に運用するためのインフラの整備も進めてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2019年6月30日現在)

当社グループは、生体評価システム事業、ヘルスケアサポート事業、化粧品事業、健康補助食品事業及び機能性素材開発事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

### ①生体評価システム事業

生体評価システム事業は(株)総合医科学研究所が営む事業であり、大学の研究成果を導入することにより、身体や病気の状態を客観的かつ定量的に評価するための指標であるバイオマーカーとそれを利用した生体評価システムの研究開発を行い、その技術を応用して、従来は適正な評価方法が存在しなかったために有効な食品や医薬品等の開発が不可能であった病態や疾病等に関して新たな食薬等の市場を開拓したり、医療用医薬品等の科学的エビデンスの構築を目的として行われる医師主導型の臨床研究及び疫学研究を支援したりする事業であります。

具体的な事業構造は以下のように区分されます。

- イ. 評価試験事業：開発したバイオマーカー・生体評価システムを用いて、食品等の機能性・安全性等に関する臨床評価試験及びこれに付随するサービスを提供する事業
- ロ. バイオマーカー開発事業：当社グループ独自のバイオマーカー・生体評価システムの使用权を食品企業や製薬企業等に供与して対価を得たり、開発したバイオマーカー・生体評価システムを用いて食品企業や製薬企業等と共同で新たな食薬等を開発したりする事業
- ハ. 医薬臨床研究支援事業：評価試験事業等を通じて培った科学的エビデンス構築のためのインフラ、ノウハウ及び経験等を活用し、医療用医薬品等の科学的エビデンスの構築を目的として行われる医師主導型の臨床研究及び疫学研究等を支援する事業

(株)ウィルス医科学研究所（非連結子会社）は、2005年12月8日に東京慈恵会医科大学の近藤一博教授と共同で設立した子会社であり、近藤教授の研究成果であるヒトヘルペスウイルスを用いた疲労定量化技術や遺伝子治療用ベクター等の事業化を目指しております。

### ②ヘルスケアサポート事業

ヘルスケアサポート事業は(株)総合医科学研究所が営む事業であり、当社グループの有する医療機関ネットワークを活用し、各種健康診断や特定保健指導に関する業務受託、主に被扶養者を対象とする特定健康診査の受診勧奨サ

ポート、糖尿病の重症化予防サービス等、健康保険組合等が行う疾病予防及び健康管理への様々な取り組みを支援するサービスを提供しております。

### ③化粧品事業

化粧品事業は㈱ビービーラボラトリーズが営む事業であり、プラセンタエキスを主成分とした「プラセンタ研究所」シリーズ等の独自商品ブランドを展開しており、通信販売による直販及び有名百貨店や卸売業者等への卸売りをしております。

### ④健康補助食品事業

健康補助食品事業は主に日本予防医薬㈱が営む事業であり、当社グループが有するバイオマーカー技術、食薬開発にかかるノウハウや経験等を活かした独自性ある健康補助食品の販売を行っており、疲労プロジェクトから生まれた製品である「イミダペプチド」を主力商品としております。

### ⑤機能性素材開発事業

機能性素材開発事業は2017年6月27日に連結子会社化した㈱NRLファーマが営む事業であり、ラクトフェリンをはじめとする機能性素材の開発、販売及び技術供与並びにアスコクロリン誘導体等の化合物をシーズとする医薬品開発等を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年6月30日現在)

①当社の主要な事業所

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 大阪府豊中市 |
|----|--------|

②主要な子会社の事業所

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (株)総合医科学研究所    | 大阪府豊中市、東京都千代田区、大阪府吹田市 |
| (株)ビービーラボラトリーズ | 東京都渋谷区、大阪府豊中市         |
| (株)エビデンスラボ     | 東京都千代田区               |
| 日本予防医薬(株)      | 大阪府豊中市、東京都渋谷区         |
| (株)NRLファーマ     | 神奈川県川崎市高津区            |

(7) 使用人の状況 (2019年6月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称    | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|------|-------------|
| 生体評価システム事業  | 31名  | 1名増         |
| ヘルスケアサポート事業 | 7名   | 2名減         |
| 化粧品事業       | 23名  | 1名増         |
| 健康補助食品事業    | 20名  | 3名増         |
| 機能性素材開発事業   | 13名  | 1名減         |
| 全社(共通)      | 7名   | 2名増         |
| 合 計         | 101名 | 4名増         |

(注) 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 7名   | 2名増       | 46才8ヶ月 | 3年10ヶ月 |

(注) 使用人数は就業人員数(当社から社外への出向者を除く)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年6月30日現在)  
該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年6月30日現在)

①発行可能株式総数 86,396,800株

②発行済株式の総数 26,158,200株

③株主数 13,827名

### ④大株主 (上位10名)

| 株主名                                                              | 持株数        | 持株比率  |
|------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| 梶 本 修 身                                                          | 4,426,800株 | 16.9% |
| 梶 本 智 子                                                          | 2,798,000  | 10.6  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)                                         | 1,063,200  | 4.0   |
| (株) G M S                                                        | 702,100    | 2.6   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN(CASH/PB)            | 427,000    | 1.6   |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY<br>GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD     | 376,590    | 1.4   |
| BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT<br>SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS | 366,500    | 1.4   |
| BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT                                      | 341,300    | 1.3   |
| ミ ス ト ロ 真 里                                                      | 332,000    | 1.2   |
| 岩 本 さ ゆ り                                                        | 332,000    | 1.2   |

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2019年6月30日現在)

該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ①取締役及び監査役の状況 (2019年6月30日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                   |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 石 神 賢太郎 | 日本予防医薬(株)代表取締役社長、(株)エビデンスラボ代表取締役社長                        |
| 取 締 役     | 梶 本 修 身 | 医師、大阪市立大学大学院医学研究科疲労医学講座特任教授、エコナビスタ(株)取締役会長、東京疲労・睡眠クリニック院長 |
| 取 締 役     | 田 部 修   | 財務部長兼総務部長                                                 |
| 取 締 役     | 杉 野 友 啓 | (株)総合医科学研究所代表取締役社長                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 林 一 弘   |                                                           |
| 監 査 役     | 細 川 明 子 | 公認会計士                                                     |
| 監 査 役     | 松 井 良 太 | 弁護士                                                       |

- (注) 1. 監査役細川明子氏及び監査役松井良太氏は、社外監査役であります。  
2. 監査役細川明子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
3. 当社は、監査役細川明子氏及び監査役松井良太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において監査役との間に第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

#### ③取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役              | 4名         | 64,387千円              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 10,540千円<br>(4,920千円) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7名<br>(2名) | 74,928千円<br>(4,920千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2002年8月30日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額10,000千円以内、監査役の報酬限度額は月額3,000千円以内と決議いただいております。

ロ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

#### ④社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                                   |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 細川明子 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。<br>また、監査役会において、当社の経理システム及び内部統制について適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 松井良太 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、監査役会13回のうち10回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。<br>また、監査役会において、内部統制について適宜必要な発言を行っております。              |

ニ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、2名の社外監査役を含む3名の監査役による監査が実施されており、当社グループが使用人数約100名の小規模な企業集団であることもあり、現状の体制において経営監視機能は十分に確保されていると認識しております。また、2名の社外監査役は公認会計士及び弁護士であり、それぞれの見識や経験に基づき、取締役会の場で中立的かつ客観的な意見を述べており、取締役の員数4名に対して社外監査役2名の意見は取締役会において相当な重みのあるものでもあり、社外取締役に

期待される機能は社外監査役が適切に果たしているものと考えます。

一方、現状の体制において経営監視機能が十分に確保されている中、さらに社外取締役を置くことは、経営監視機能の強化によるメリットよりも、機動的な意思決定の阻害や費用負担の増大等といったデメリットの方が大きいことが懸念されます。

以上のようなことから、当社は社外取締役を置いておりませんが、今後とも法律や取引所規則等の趣旨を踏まえてコーポレートガバナンスの向上に努めてまいります。

#### (4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

#### ②報酬等の額

|                                         | 報酬等の額    |
|-----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 20,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## **(5) 業務の適正を確保するための体制**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### **①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)**

- イ. 取締役会をはじめとする社内の重要会議における意思決定の記録、取締役が職務権限規程や稟議規程等の社内規程に基づいて決裁した文書、その他法令及び社内規程の定めるところにより取締役の職務の執行に係る情報を記録し、文書管理規程の定めにしたがって保存及び管理する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る上記文書を常時閲覧ができるようにする。
- ハ. 監査役及び内部監査部門は、取締役の職務の執行に係る上記文書の作成、保存及び管理の状況について監査を行うものとする。

### **②当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)**

- イ. リスク管理規程を制定し、社長が任命するリスク管理担当取締役を中心として、同規程に基づくリスク管理体制を構築する。
- ロ. 当社及び当社子会社の各部門における業務執行に係るリスクについては、各部門において十分に認識し、平時よりその顕在化の防止に努めるものとする。
- ハ. 不測の事態が発生した場合には、リスク管理担当取締役及び外部アドバイザーを含む社長を本部長とする対策本部を設置して迅速かつ適切に対応し、損失の拡大を防止する。

### **③当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)**

- イ. 当社及び当社子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回以上開催するほか、当社及び当社子会社の取締役が出席する経営会議等を定期的または必要に応じて臨時に開催するものとし、重要事項の決定、経営全般の状況の把握並びに当社及び当社子会社の取締役の業務執行状況の監督等を行う。



- ロ．取締役会及び経営会議等の決定に基づく業務の執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づいて適切かつ効率的に実施するものとする。

**④当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- イ．当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び社内規程等の諸規則を遵守し、誠実に職務を遂行するものとする。
- ロ．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令等の遵守の状況を監視するため、取締役会及び監査役会が適切に監視することに加え、内部監査規程に基づく社長直轄による内部監査を実施し、さらには必要に応じて社外の委員を含めた委員会を組織して業務の適正性を厳格に検証する。
- ハ．社内報告体制として、コンプライアンス違反が行われ、または行われようとしていることに気づいた者は、総務部長、常勤監査役または社外弁護士等に通報しなければならないものとする。このような通報があった場合、会社はその内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないものとする。

**⑤当社並びにその親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（グループ会社管理体制）**

- イ．グループ会社管理規程を制定し、同規程に基づいて、当社への決裁及び報告に関する手続きを適正に行う。
- ロ．重要なグループ会社には当社より取締役及び監査役を派遣し、経営指導及び監視を行う。
- ハ．グループ会社は当社からの管理または指導の内容について、法令違反その他コンプライアンス上重要な問題があると認めた場合には、当社の監査役にその旨を報告するものとし、当該報告を受けた監査役は、取締役に対して改善策の策定を求めることができる。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを定めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ．当面は監査役を補助すべき使用人を置かないが、監査役の業務の状況及び効率に鑑みて必要と認められる場合には使用人を置くこととし、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。
- ロ．当該使用人は、業務遂行部門との兼務ができず、採用、異動、考課等の人事については監査役会の承認を必要とする。

⑦当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことにより不利益を受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ．監査役は、取締役会のほか全ての社内の重要な会議に出席することができ、また、当社及び当社子会社の取締役及び使用人から職務の執行状況を聴取し、さらには社内の全ての書類及び資料について閲覧をすることができる。
- ロ．当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならない。
- ハ．監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ニ．内部監査部門は、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況を監査役に報告しなければならない。
- ホ．監査役は、社長、内部監査責任者、会計監査人、法務顧問、税務顧問及びグループ会社の監査役との情報の共有及び交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。
- ヘ．監査役は、その職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ト．監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況）

「2019年6月期内部監査計画書」に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しました。内部監査の指摘事項については、直ちに該当部門が改善措置を行い、さらに内部監査部門が改善状況の評価を行って適合を確認しております。

内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

~~~~~  
（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,427,147	流 動 負 債	1,118,086
現金及び預金	3,101,097	買 掛 金	311,513
受取手形及び売掛金	750,513	未 払 法 人 税 等	142,231
有 価 証 券	200,000	ポ イ ン ト 引 当 金	76,828
商 品	483,853	前 受 金	333,418
仕 掛 品	499,519	そ の 他	254,095
原材料及び貯蔵品	319,314	固 定 負 債	12,321
そ の 他	87,167	退職給付に係る負債	11,317
貸倒引当金	△14,317	繰 延 税 金 負 債	1,003
固 定 資 産	855,099	負 債 合 計	1,130,408
有 形 固 定 資 産	60,530	純 資 産 の 部	
建 物	32,076	株 主 資 本	4,981,133
機 械 及 び 装 置	8,384	資 本 金	1,836,587
工具、器具及び備品	20,069	資 本 剰 余 金	1,899,955
無 形 固 定 資 産	51,019	利 益 剰 余 金	1,244,590
の れ ん	11,845	その他の包括利益累計額	11,668
そ の 他	39,173	その他有価証券評価差額金	11,668
投資その他の資産	743,549	非 支 配 株 主 持 分	159,035
投資有価証券	545,150	純 資 産 合 計	5,151,837
繰 延 税 金 資 産	49,815	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,282,246
そ の 他	148,583		
資 産 合 計	6,282,246		

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,568,171
売 上 原 価		3,584,074
売 上 総 利 益		3,984,096
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,117,267
営 業 利 益		866,828
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,258	
受 取 配 当 金	300	
為 替 差 益	3,491	
受 取 賠 償 金	1,543	
助 成 金 収 入	1,700	
そ の 他	1,878	15,172
営 業 外 費 用		
事 務 所 移 転 費 用	4,073	
そ の 他	371	4,444
経 常 利 益		877,556
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,932	2,932
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		874,624
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	290,904	
法 人 税 等 調 整 額	11,129	302,033
当 期 純 利 益		572,590
非支配株主に帰属する当期純利益		19,123
親会社株主に帰属する当期純利益		553,467

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,836,587	1,899,955	743,439	4,479,982
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当			△52,316	△52,316
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			553,467	553,467
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	—	501,150	501,150
当 期 末 残 高	1,836,587	1,899,955	1,244,590	4,981,133

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	15,032	15,032	139,911	4,634,926
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△52,316
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				553,467
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△3,363	△3,363	19,123	15,760
連結会計年度中の変動額合計	△3,363	△3,363	19,123	516,910
当 期 末 残 高	11,668	11,668	159,035	5,151,837

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5 社
- ・連結子会社の名称
(株)総合医科学研究所
(株)ビービーラボラトリーズ
(株)エビデンスラボ
日本予防医薬(株)
(株)NRLファーマ

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 (株)ウィルス医科学研究所
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 該当事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 (株)ウィルス医科学研究所
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社の(株)NRLファーマは決算日を3月31日から6月30日に変更しております。

この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月間を連結しております。

なお、決算期変更した(株)NRLファーマの2018年4月1日から2018年6月30日までの売上高は150,553千円、営業利益は23,365千円、経常利益は26,384千円、税引前当期純利益は26,384千円となっております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、時価のあるその他有価証券のうち「取得原価」と「債券金額」の差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、原材料及び貯蔵品

主として、月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

機械及び装置 8～10年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な繰延資産の処理方法

・株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

④重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金	一部の連結子会社は、購入金額に応じて顧客へ付与したポイントの将来の使用に伴う費用負担に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
⑤退職給付に係る会計処理の方法	一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
⑦重要なヘッジ会計の方法	
イ. ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。
ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象	
・ヘッジ手段	為替予約
・ヘッジ対象	外貨建買入債務及び外貨建予定取引
ハ. ヘッジ方針	外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、予定する輸入仕入の範囲内で行うこととしております。
ニ. ヘッジ有効性評価の方法	為替予約については、外貨建取引個々に為替予約を付しており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため、有効性の評価を省略しております。
⑧のれんの償却方法及び償却期間	のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
⑨その他連結計算書類作成のための重要な事項	
イ. 消費税等の処理方法	税抜方式を採用しております。
ロ. 連結納税制度の適用	当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	160,076千円
----------------	-----------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	26,158,200株	一株	一株	26,158,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年9月26日 定時株主総会	普通株式	52,316	2.00	2018年6月30日	2018年9月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千 円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	104,632	4.00	2019年6月30日	2019年9月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資資金につきましては、自己資金にて賄っております。余剰資金の運用につきましては、経理規程及び金融商品運用管理細則に基づき、商品性として投資元本が満額償還される安全性の高い商品を対象とし、さらに長期の運用の場合は、売却又は解約等により中途での換金が可能なる商品であることを条件として行うこととしております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券である金銭信託及び投資有価証券のうち債券は主に余剰資金の運用目的で保有しているものであり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部原材料等の輸入に伴う外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用する等の方法によりヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権につきましては、新規受注時において経理規程及び受注・売上処理細則に基づき取引先の事業内容、事業規模及び信用状況等の検討を行った上で与信限度額及び回収条件を設定し、受注後は経理規程及び販売管理規程に基づき、常に取引先との取引及び信用状況に留意し、取引先の信用悪化が予想又は判明したときは、迅速に正確な情報を入手し、代金回収不能の事態に至らないよう万全を期すこととしております。投資有価証券のうち株式につきましては、発行体の財務状況等を把握し、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券につきましては、経理規程及び金融商品運用管理細則に基づき、担当部門である財務部に執行・管理しております。また、定期的に時価評価を行い、その後の運用方針の検討を行うこととしており、非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部門の決済担当者の承認を得て行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、後述の「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。(注)2参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,101,097	3,101,097	—
(2)受取手形及び売掛金	750,513		
貸倒引当金(*1)	△14,317		
	736,195	736,195	—
(3)有価証券及び投資有価証券	707,150	707,150	—
資産計	4,544,442	4,544,442	—
(1)買掛金	311,513	311,513	—
負債計	311,513	311,513	—
デリバティブ取引(*2)	—	—	—

(*1)受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

有価証券である金銭信託は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券の時価については、取引証券会社から提示された時価情報によっております。

負 債

(1)買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額38,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額	190円87銭
（2）1株当たり当期純利益	21円16銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,284,272	流 動 負 債	22,160
現 金 及 び 預 金	1,034,749	未 払 金	7,749
有 価 証 券	200,000	未 払 費 用	4,777
貯 蔵 品	150	未 払 法 人 税 等	4,367
前 払 費 用	6,524	預 り 金	5,265
そ の 他	1,148,773	固 定 負 債	5,151
貸 倒 引 当 金	△105,924	繰 延 税 金 負 債	5,151
固 定 資 産	1,759,930	負 債 合 計	27,311
有 形 固 定 資 産	1,124	純 資 産 の 部	
建 物	460	株 主 資 本	4,005,223
工具、器具及び備品	663	資 本 金	1,836,587
無 形 固 定 資 産	403	資 本 剰 余 金	1,931,477
ソ フ ト ウ ェ ア	120	資 本 準 備 金	1,931,477
電 話 加 入 権	282	利 益 剰 余 金	237,158
投資その他の資産	1,758,403	その他利益剰余金	237,158
投 資 有 価 証 券	512,150	別 途 積 立 金	10,000
関 係 会 社 株 式	1,206,145	繰 越 利 益 剰 余 金	227,158
そ の 他	40,107	評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,668
資 産 合 計	4,044,203	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,668
		純 資 産 合 計	4,016,892
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,044,203

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		302,500
売 上 総 利 益		302,500
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		226,706
営 業 利 益		75,793
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,590	
受 取 配 当 金	300	
有 価 証 券 利 息	6,184	
そ の 他	111	14,186
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	16,761	16,761
経 常 利 益		73,219
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	36	36
税 引 前 当 期 純 利 益		73,183
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△38,262	△38,262
当 期 純 利 益		111,445

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計	
				別 積 立 金	繰 越 利 益 金		
当 期 首 残 高	1,836,587	1,931,477	1,931,477	10,000	168,029	178,029	3,946,093
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△52,316	△52,316	△52,316
当 期 純 利 益					111,445	111,445	111,445
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	59,129	59,129	59,129
当 期 末 残 高	1,836,587	1,931,477	1,931,477	10,000	227,158	237,158	4,005,223

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	15,032	15,032	3,961,126
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△52,316
当 期 純 利 益			111,445
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△3,363	△3,363	△3,363
事業年度中の変動額合計	△3,363	△3,363	55,766
当 期 末 残 高	11,668	11,668	4,016,892

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、時価のあるその他有価証券のうち「取得原価」と「債券金額」の差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 6～20年

②無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法をリース取引に係るリース資産 採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

・株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

①消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

②連結納税制度の適用

当社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

2. 追加情報

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,914千円
(2) 保証債務	
以下の関係会社の仕入債務に対し債務保証を行っております。	
日本予防医薬㈱	47,192千円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	1,119,650千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	302,500千円
販売費及び一般管理費	337千円
営業取引以外の取引高	7,577千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	492千円
貸倒引当金	32,439千円
投資有価証券評価損	6,124千円
会社分割に伴う新設会社株式	11,812千円
関係会社株式評価損	442,845千円
資産除去債務	991千円
税務上の繰越欠損金	197,998千円
小計	692,704千円
評価性引当額	△692,704千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,151千円
繰延税金負債合計	△5,151千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	㈱総合医科学研究所	100,000	生体評価システム・ヘルスケアサポート事業	(所有) 直接100.0	兼任2名	経営指導	受取手数料	12,000	—	—
子会社	日本予防医薬㈱	155,000	健康補助食品事業	(所有) 直接100.0	兼任3名	経営指導 資金の援助 債務の保証	受取手数料	12,000	—	—
							資金貸付	1,800,000	貸付金	450,000
							貸付金返済	1,586,352		
							受取利息	4,118	—	—
子会社	㈱ビービーラボラトリーズ	53,000	化粧品事業	(所有) 直接100.0	—	経営指導 資金の援助	債務保証	47,192	—	—
							受取手数料	12,000	—	—
							資金貸付	800,000	貸付金	200,000
子会社	㈱エビデンスラボ	300,000	健康補助食品事業	(所有) 直接98.2	兼任3名	経営指導 資金の援助	貸付金返済	800,000		
							受取利息	1,999	—	—
							受取手数料	1,500	—	—
							資金貸付	150,000	貸付金	150,000
子会社	㈱NRLファーマ	64,000	機能性素材開発事業	(所有) 直接84.6	兼任3名	経営指導	貸付金返済	120,000		
							受取利息	1,458	—	—
子会社	㈱ウィルス医科学研究所	50,000	バイオマーカー開発事業	(所有) 直接66.0	兼任3名	経営指導	受取手数料	1,500	—	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① 受取手数料については、契約条件により決定しております。
 - ② 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。
 - ③ 日本予防医薬㈱への買掛金に対し、債務保証を行っております。
3. ㈱エビデンスラボへの貸付金に対し、105,924千円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において16,761千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 153円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円26銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年8月27日

株式会社総医研ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 上 正 彦 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 尾 志 都 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社総医研ホールディングスの2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社総医研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年8月27日

株式会社総医研ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 上 正 彦 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 尾 志 都 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社総医研ホールディングスの2018年7月1日から2019年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年9月3日

株式会社総医研ホールディングス 監査役会

常勤監査役 林 一 弘 ㊟

社外監査役 細 川 明 子 ㊟

社外監査役 松 井 良 太 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績動向や将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案し以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金4円

配当総額 104,632,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年9月27日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
すみ だ ま さ お 角 田 真 佐 夫 (1977年7月14日生)	2003年4月 ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社入社 2007年7月 株式会社総合医科学研究所入社 企画室 2008年10月 同社ヘルスケアサポート事業部長(現任) 2010年9月 同社取締役就任(現任) 2017年6月 株式会社NRLファーマ代表取締役専務就任(現任)	一株

- (注) 1. 角田真佐夫氏は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 会社法施行規則第74条の2に規定する「社外取締役を置くことが相当でない理由」につきましては、本招集ご通知17頁から18頁までの事業報告「(3) 会社役員の状況」の④に記載しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

■会場

〒531-0076 大阪市北区大淀中1丁目1番20号 Tel. 06-6440-1111

ウェスティンホテル大阪 2階オリアーナ

(交通のご案内)

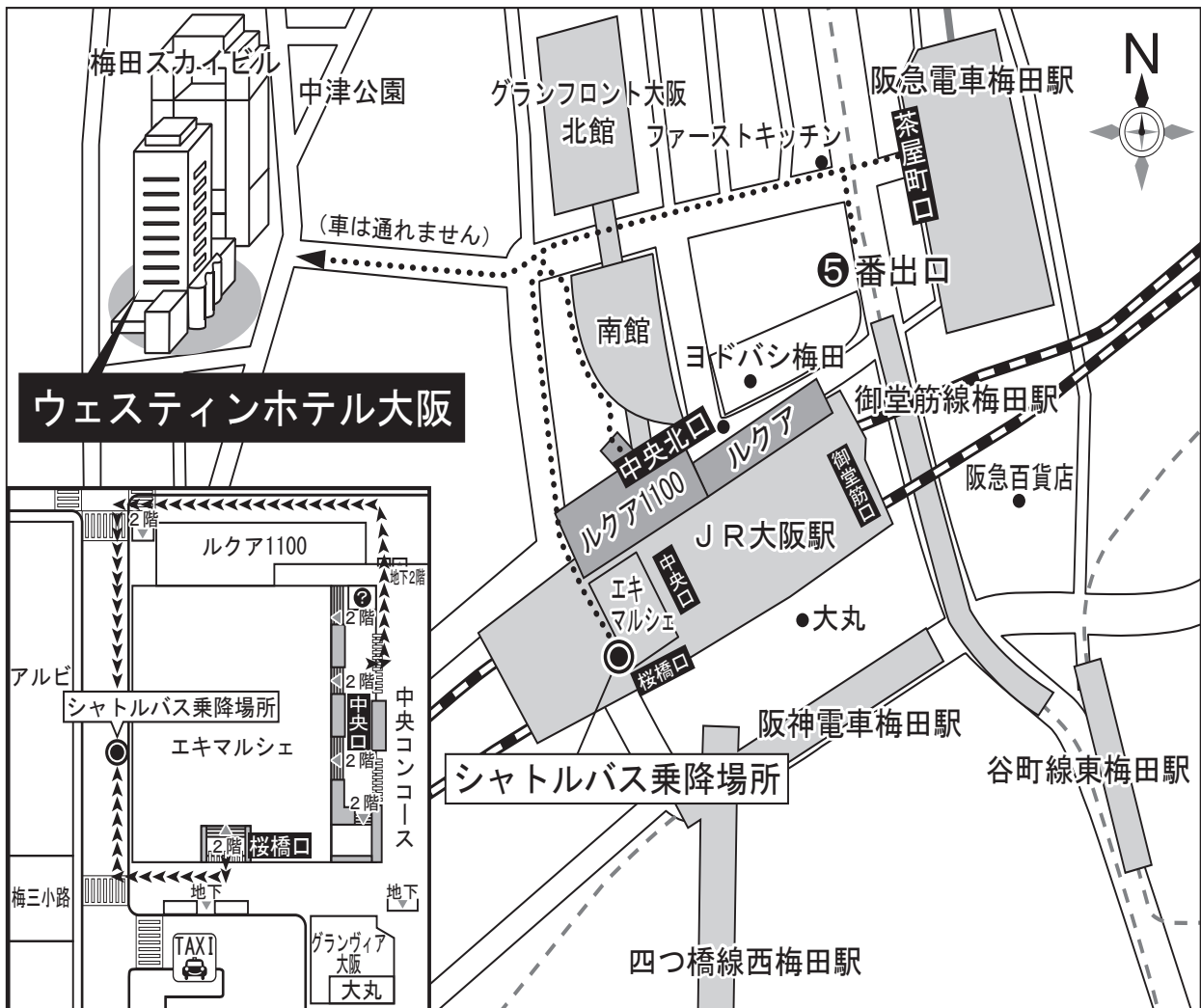
電車をご利用の場合

- ・ JR大阪駅中央北口出口より、徒歩約7分
- ・ 阪急梅田駅茶屋町口出口・地下鉄御堂筋線梅田駅5番出口より、徒歩約9分

車をご利用の場合

- ・ ホテル地下駐車場をご利用ください。

(ただし大型車・ハイルーフ車の入庫はできません。係の者にお申し付けください。)



JR大阪駅桜橋口西側高架下より、毎時約15分間隔で無料シャトルバスも運行しておりますので、ご利用ください。約5～10分でホテル正面玄関へ到着いたします。